

国民健康保険の保険料(税)の
賦課(課税)限度額について

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

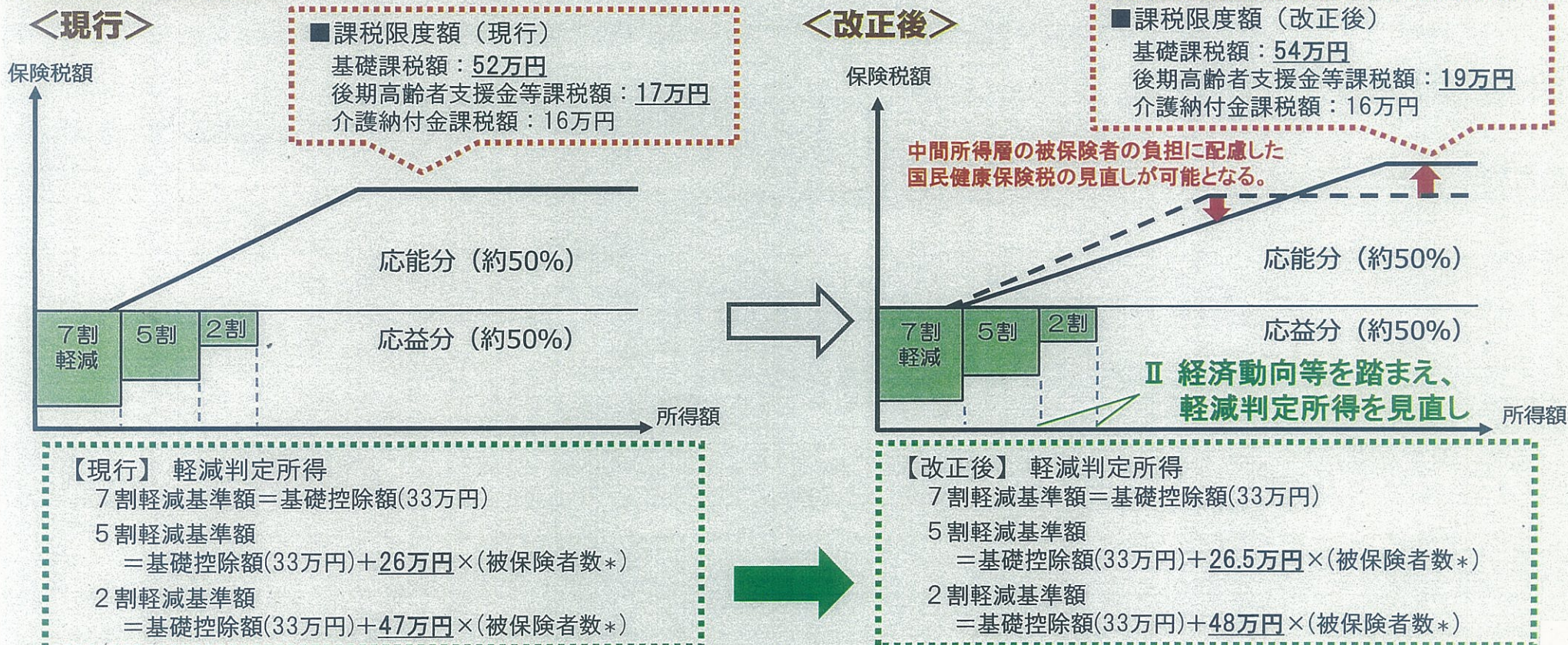
国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を54万円（現行52万円）に引き上げる。
- ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円（現行17万円）に引き上げる。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を26.5万円（現行26万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を48万円（現行47万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。



国民健康保険の保険税

算定方法

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分および介護納付金分を世帯ごとに計算し、合算した額になります。それぞれに所得割、資産割、均等割、平等割があり、税率等は下の表のとおりとなります。

- 医療給付費分……医療の給付に要する費用で、加入者全ての方が対象になります。
- 後期高齢者支援金分…75歳以上の方を支援するために拠出するもので、加入者全ての方が対象になります。
- 介護納付金分……介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)が対象になります。
- 所得割…加入者全員の個々の当年度課税総所得(前年中の所得)から基礎控除額(33万円)を差し引いた後の世帯合計所得に税率をかけたもの。
- 資産割…加入者全員が市内に所有の固定資産(土地・家屋)の当年度年税額に税率をかけたもの(共有分も含む)。
- 均等割…加入されてみえる人数によるもの。
- 平等割…一世帯につき一律定額のもの。

	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	課税限度額 (円)
医療給付費分	5.0	18.7	22,000	22,000	520,000
後期高齢者支援金分	1.6	3.8	8,000	6,000	170,000
介護納付金分	1.2	2.5	8,000	6,000	160,000

国民健康保険税は、世帯主の方が被保険者でなくても、ご家族の方が加入してみえれば、世帯主の方が納税義務者になります(擬制世帯主)ので、納税通知書は世帯主の方へお送りすることになります。

納期

国民健康保険税は、毎年7月に1年分の世帯年税額を決定します。前年度より引き続きご加入中の世帯におかれては、第1・2期(特別徴収[年金天引き]の場合は、第1・2期および第3期)の仮算定(※)分を差し引いた残りを、第3期から第6期までの4回(特別徴収の場合は第4期から第6期までの3回)に振り分けて賦課させていただきます(本算定)。

※仮算定……普通徴収の場合は前年度の年税額の1/6の金額を2回、特別徴収の場合は前年度の2月期(第6期)

と同額の金額を3回徴収。

- 普通徴収・・・納付書による現金納付または口座引落による振替納付。
- 特別徴収・・・世帯主の方の年金からの天引きによる納付。以下の要件を満たす方が対象になります(国民健康保険に加入していない世帯主は除く)。
 - ①世帯内の加入者全員が65歳から74歳までの世帯主
 - ②年額18万円以上の年金を受給している世帯主
 - ③国民健康保険税と介護保険料の合計が年金受給額の1/2未満

納期一覧						
期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
普通徴収	仮算定			本算定		
特別徴収	仮算定			本算定		

国民健康保険税は、加入された月(届出された月ではなく資格を取得された月)から、脱退された月の前月分まで納めなければなりません。

年度の途中で加入または脱退された場合は、税額を再計算して届出月の翌月に通知します。納めすぎになった場合は、還付(お返し)します。

低所得者軽減

世帯の前年中の所得金額等を合計した金額が一定金額以下のときは、国民健康保険税が軽減される場合がありますので、所得の有無にかかわらず、必ず所得の申告をしてください。申告がない場合は軽減されません。

一定金額以下の場合、均等割と平等割が下の表のとおり軽減されます。

なお、所得税の確定申告、市県民税の申告、勤務先からの給与支払報告書等の提出が済んでいる方は、改めて所得の申告をする必要はありません。

軽減率一覧	
世帯の前年中の所得金額	軽減率
330,000円以下	7割
330,000円 + (260,000円 × 被保険者数) 以下	5割
330,000円 + (470,000円 × 被保険者数) 以下	2割

軽減の該当する世帯には、納税通知書あるいは更正決定通知書にて、軽減の適用された税額で通知します。また、修正申告等で軽減対象世帯に該当しなくなった場合は、軽減額を取り消した税額を翌月に通知(更正)します。